

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3132号)

令和6年11月21日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和4年7月20日こ北児第641号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「1 令和3年4月23日付けこ北児第103号「個人情報開示決定通知書」について、4月21日に決裁が終了していたにもかかわらず、決裁終了日から7日後の4月28日に発送されたという不適切な可能性のある事務処理に関する報告が記載されている行政文書。（横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む）

2 横浜市北部児童相談所に送付された①令和3年8月30日付け「提訴予告通知兼照会書」、②同年9月4日付け「照会書」、③同月8日付け「照会書」について、9月17日の回答期限を過ぎた9月21日に回答の起案がなされ、9月30日市民局長の決裁を終了し、10月5日付け回答として施行されたという不適切な可能性のある事務処理に関する報告が記載されている行政文書（横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「1 令和3年4月23日付けこ北児第103号「個人情報開示決定通知書」について、4月21日に決裁が終了していたにもかかわらず、決裁終了日から7日後の4月28日に発送されたという不適切な可能性のある事務処理に関する報告が記載されている行政文書。（横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む）2 横浜市北部児童相談所に送付された①令和3年8月30日付け「提訴予告通知兼照会書」、②同年9月4日付け「照会書」、③同月8日付け「照会書」について、9月17日の回答期限を過ぎた9月21日に回答の起案がなされ、9月30日市民局長の決裁を終了し、10月5日付け回答として施行されたという不適切な可能性のある事務処理に関する報告が記載されている行政文書（横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む）」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年6月16日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 令和3年4月23日付けこ北児第103号「個人情報開示決定通知書」（以下「本件個人情報開示決定通知書」という。）を発送するまでに要した時間は、通常の事務に要するものであり、発送は不適切な事務処理に当たらない。

- (2) 審査請求人からの令和3年8月30日付「提訴予告通知書兼照会書」、同年9月4日及び同月8日付「照会書」（以下これらを「本件照会書」という。）に対する回答は、決裁の後に令和3年10月5日付で送付しており、これも不適切な事務処理に当たらない。
- (3) 以上のことから、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 対象行政文書の探索が不十分であるので、本件処分を取り消し、本件審査請求文書の開示を求める。
- (2) 遅滞なく送付する義務のあった本件個人情報開示決定通知書を、4月21日の決裁終了日から7日後の28日に発送したことは不適切な事務処理であり、横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号）第20条に基づく報告に関する文書が作成されているはずである。
- (3) 本件照会書への回答の起案日が審査請求人の設定した期限を過ぎた9月21日であり、30日に市民局長の決裁を終了し10月5日付で施行している。正当な理由がなく期限を過ぎて起案したことは不適切な事務処理であり、横浜市職員服務規程第20条に基づく報告に関する文書が作成されているはずである。
- (4) 本件処分が、違法又は不当のいずれでもないことの根拠となる事実について弁明書に記載しておらず、違法である。

#### 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 児童相談所に係る事務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき設置されている行

政機関である。その業務は同法第12条で、その役割は児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）で定められている。

(3) 本件審査請求文書について

本件個人情報開示決定通知書及び本件照会書に係る不適切な事務処理について記載された報告に関する文書である。

(4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。

(ア) 本件個人情報開示決定通知書は、他の業務との兼ね合いから、決裁日の5開庁日後に発送している。

(イ) 本件照会書は、他の業務との兼ね合いから、決裁日の3開庁日後に発送している。

(ウ) これらの手続に特段の問題はないことから、本件審査請求文書は作成していない。

イ 決裁後何日以内に発送すべきとの法令は存在しないし、審査請求人が設定した回答期限に拘束されるものでもないので、その業務の繁忙状況等を踏まえると、実施機関の対応は理解できるものである。

なお、審査請求人は、横浜市職員服務規程第20条に基づき作成された報告に関する文書が存在するはずと主張するが、同条の報告は「公務上又は公務外において事故等があった場合」になされるものであり、一連の事務処理が不適切とも事故等とも認められないので、この主張は認めることができない。

したがって、本件審査請求文書は保有していないという実施機関の説明は、首肯できる。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 7 月 20 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 8 月 2 日	・ 審査請求人から意見書の受理
令和 6 年 9 月 19 日 (第307回第三部会)	・ 審議
令和 6 年 10 月 17 日 (第308回第三部会)	・ 審議